0

0

岐阜

県

公報

毎週

(金曜日)

発行

平成十九年十二月二十一日

五

定款に記載された目的

この法人は、

ザ・ジョブでのサービス志向アーキテクチャー (SOA)

ソフトウェア開発企業に対して、

オン・

に基づくソフトウェアのコンポーネント化設計開発の実

展に寄与することを目的とする。

注)サービス志向アーキテクチャー(SOA)とは業

域ソフトウェア企業の競争力を高め、地域情報産業の発 務研修に関する事業を行い、高度情報技術者を育成し地

公

示

特定非営利活動法人の設立認証申請

岐

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田

申請 の あっ た年月日 平成十九年十一月三十日

= 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ドットNET分散開発ソフトピア

センター

の 氏 名 横山

四 Ξ 主 たる 事務所の所在地 岐阜県大垣市今宿六丁目五二番地の一六

特定非営利活動法人の設立認証申請

ステムを作り上げる手法

卜部品 (機能) を組み合わせて一連の業務を処理するシ 務単位 (注文受付・在庫照会・出荷・決済) ごとのソフ

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事

古

田

申請 のあった年月日 平成十九年十一月二十二日

特定非営利活動法人東濃メディカルゾーン

特定非営利活動法人の名称

主たる事務所の所在地 氏 名 岐阜県多治見市太平町六丁目一九番地 曽根 康正

五 四

Ξ

定款に記載された目的 本法人は、地域住民に対して、診療所、 薬局、 デイサー

やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与する 祉に関する情報等を提供することにより、地域住民が健 ビス施設を併せもつ複合医療施設の運営および医療・福

ことを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により大規模 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

可児市今渡字大東一六一九番九八

外

Ξ

建物の名称及び所在地 株式会社トップワン 届出者の氏名又は名称 平成十九年十二月十二日

トップワン可児店

四

岐

五

店舗面積

平成二十年八月十四日 大規模小売店舗の新設日

六

駐車場の収容台数

二〇台

二、二七五平方メートル

七

四三平方メートル 荷さばき施設の面積 通課及び中濃振興局において縦覧に供する なお、 その届出書等は平成十九年十二月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

見書を提出することができる。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事

古

田

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

提出することができる。

平成十九年十二月二十一日

届出年月日

古 田

岐阜県知事

届出年月日

=

届出者の氏名又は名称

平成十九年十二月十日

株式会社三河屋

ビッグリブ可児店

建物の名称及び所在地

Ξ

可児市下恵土字針田四一一四番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社三河屋 (変更前) 株式会社三河屋 (変更後) 株式会社三河屋 代表取締役 代表取締役 佐藤 代表取締役 佐藤 佐藤 伸宏 壯 壯

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(変更後) 株式会社三河屋

代表取締役

佐藤

伸宏

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模**

業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成十九年十二月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

薬流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成十九年十二月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

(873)

条第三項の規定により公示する。

	○ 0 6号 同六回岐連	平号岐の中	番号及	岐	阜 (変	県 (変)	公 (変	(変)	報 大規	四変更.	可児		Ξ		=	月 21 平成	_	(8	74	_
同一九・八・三一同西建築第五三号の六	同一九・九・四六〇〇三	平成一九・ 八・二四号の一九六〇〇四 は阜県指令岐建築第三四	び年月日 (変更許可)		(変更後) 午前八時三〇八	(変更前)午前八時三〇分~午後十時三〇分を発力制置はそれ月でそことができる時間も	が注車場を利用するこ更後)午前〇時(ただ	更前) 午後十時 (ただ	模小売店舗において小	変更しようとする事項	可児市下恵土字針田四一	ビッグリブ可児店	建物の名称及び所在地	株式会社三河屋	届出者の氏名又は名称	平成十九年十二月十日	届出年月日			
四七番三四七番三及び不破郡垂井町綾戸字北浦四七番一及び	三四番及び三五番同の郡同の町芝原西町二丁目一九番、	六本巣郡北方町北方字加納道上四一九番	地域の名称開発区域又は工区に含まれる		――――――――――――――――――――――――――――――――――――	午前八時三〇分~午後十時三〇分(ただし年間二日は二十四時間)『歩き利月でそことだできる時間書	〈客が注重易を利用することができる寺間帯(変更後)午前〇時(ただし年間二日は二十四時間営業)	(変更前) 午後十時 (ただし年間二日は二十四時間営業)	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻		一四番地 外								支 是 混 事 与 日	
同	同	道路	種類の出版の		二十四時間)	二十四時間)												Í	色	
同	同	る 登 録 簿 に よ	域 位置及び区 公共施設の	_		第 三	<u></u> 次											+ 五 ※	— 欠	

土地改良事業の工事の完了

十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事

古

田

性化総合整備事業	事業の種類				
馬瀬地区(農業用道路)	施設) 農業用用排水	施行に係る地区名			
平成一六・ 三・ 六	平成一八・ 三・一三	工事完了年月日			

開発行為の工事の完了

第三十六条第三項の規定により公示する。 次の開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)

平成十九年十二月二十一日

代表取締役 江 株式会社エサキホーム

光

彦

柳 瀬 宮 子不破郡垂井町綾戸四五八番地

代表取締役 岩付り 代表取締役 岩 大ワタ建設株式会社

田

克

弘

開発許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県知事 古 田

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号口の規定による駐車監視員資 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。) 第五十一条の十三第

平成十九年十二月二十一日

格同等認定審査を次のとおり実施します。

岐阜県公安委員会 委員長 鈴

木

進

駐車監視員資格者講習

講習の期日及び時間

第一日

平成二十年二月十二日 (火)

受付時間(午前九時三十分から午前九時五十分まで

講習時間 午前十時から午後六時四十分まで

(=)第二日

平成二十年二月十三日 (水)

受付時間 午前九時三十分から午前九時五十分まで

講習時間 午前十時から午後六時四十分まで

岐

 (\equiv) 第三日 (修了考査)

平成二十年二月二十一日 (木)

受付時間 午前九時三十分から午前九時五十分まで

考查時間 午前十時から午前十一時まで

2 講習の場所

岐阜市薮田南五丁目十四番五十三号 岐阜県県民ふれあい会館三〇一中会議室

3

受講定員

ハナ人

4 受講申込受付期間

(875)

平成二十年一月二十一日 (月) から二月一日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除

く。) の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

提出書類等

駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」といいます。)

面、上三分身、無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチ 受講申込書に貼付する写真一枚(受講申込み前六か月以内に撮影した無帽、正

メートルのもの) 収入証紙納付書

講習手数料

一九、〇〇〇円 (岐阜県収入証紙により納入)

8 受講申込方法 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて受講申込書及び

収入証紙納付書の交付を受けてください。 受講申込書に写真を貼付してください。

収入証紙納付書に一九、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください (消

印しないこと。)。

者本人が直接持参して申し込んでください。 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、一5の受講申込先に受講 (運転免許証、パ

スポート等の写真がついた公的証明書) を提示してください。

その他

郵便又は信書便による申込みは、受け付けません。

一旦納入した講習手数料は、還付しません。

受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。

講習及び修了考査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参し

てください。また修了考査日には、印鑑 (認印) を持参してください。 二日間(十四時間)の講習を受講後、修了考査(一時間)に合格した者に対し

二 駐車監視員資格同等認定審查

て駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

認定考査の期日及び時間

平成二十年二月二十一日 (木)

5

申請先

2

認定考査の場所 受付時間 考查時間 午前十時から午前十一時まで 午前九時三十分から午前九時五十分まで

3 岐阜市薮田南五丁目十四番五十三号 岐阜県県民ふれあい会館三〇一中会議室

認定考查受検資格 次のいずれかに該当する者であること。

- て三年以上である者 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算し
- 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上であ
- (又はには)である者と同等の経歴を有する者

4 申請受付期間

平成二十年一月二十一日 (月) から二月一日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除

く。) の午前九時から午後五時まで

6 提出書類等

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

認定申請書

岐

(=)ルのもの 三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメート 認定申請書に貼付する写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、 正阿、上

二3のいずれかに該当することを証する書面

収入証紙納付書

認定手数料

7

四、五〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 申請方法

収入証紙納付書の交付を受けてください。 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて認定申請書及び

認定申請書に写真を貼付してください。

収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印

しないこと。)。

平成十九年十二月二十一日発行 平成十九年十二月二十一日印刷

岐 岐 庁

発 発 行 行 所 者

号

岐阜市薮田南二丁目一番

(四) へが直接持参して申請してください。 認定申請書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、二5の申請先に申請者本

ポート等の写真がついた公的証明書) を提示してください 申請の際、 申請者本人であることが確認できる身分証明書 (運転免許証、 パス

その他

郵便又は信書便による申請は、受け付けません。

一旦納入した認定手数料は、還付しません。

を持参してください。 認定考査には、駐車監視員資格者認定考査受検票、筆記用具及び印鑑(認印)

認定考査に合格した者に対して認定書を交付します。

注意事項

Ξ

駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。 条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別途 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一

2 監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車

季由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはでき 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確

講習及び審査に関する問い合わせ先

四

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八二七十二四二四内線五十二四

印印 定価 一か年 四八、〇〇〇円 (送料共) (消費税二、二八六円を含む。 刷刷所者 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 岐飯 文 芸 社 寛